様式　Ｄ１

借受予定者選定調書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸出農用地所在地 | 借受予定者 | (1)基本原則該当 | ⑵人・農地プランの内容考慮 | ⑶～(6)優先配慮等 | 複数候補者との調整時における意見聴取実施の有無  (注２) |
| 該当のとき〇 | | | 有のとき〇 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 複数候補者との調整時において意見聴取をした場合は、その意見の要約（注２） |  | | | | |

注１　裏面の貸付先決定ルールに該当する項目欄に○をつけること。

なお、従前に耕作していた農業者が借受希望者の公募に応募している場合は、当事者と十分に協議を行った上で、基本原則に抵触していないかを確認し、優先順位を付けて貸付先を決定すること。

注２　裏面の貸付先決定ルール（４）②、（５）①及び（６）①の判断に当たって、必要があれば、利害関係人（借受希望応募者リストに搭載されている者）に意見聴取をする。その場合右欄に○をつけ、意見があれば下段に意見の要約を記載すること。

|  |
| --- |
| **《貸付先決定ルール》**  **（１）基本原則**  **機構は、農用地利用配分計画の策定や、市町村による機構を経由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）への同意による、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。**  **①　農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。**  **②　既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。**  **③　新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。**  **④　地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。**  **（２）機構は、（１）の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。**  **（３）地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮**  **担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、**  **①　担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合**  **②　集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合**  **には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。**  **（４）当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮**  **①　当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。**  **②　そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。**  **（５）（３）・（４）以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合**  **①　当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）**  **②　①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。**  **（６）（３）・（４）以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合**  **①　当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。**  **②　特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。**  **③　①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。** |